

各社会福祉関係団体・施設、学校の長 様

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
事務局長 奥 山 光 一
(公印省略)

平成 2 8 年度 民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金（内藤基金）
助成事業の実施について

平素は、本会の事業につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記助成事業については、昭和 6 0 年度に高島市出身の故内藤文五郎氏の寄附金をもって「社会福祉施設振興基金」（内藤基金）を創設し、昭和 6 1 年度から社会福祉施設を中心に助成を行ってまいりました。

以降、社会福祉の制度改革や社会福祉ニーズや課題の変化に応じて助成対象と内容を改め、昨年度（平成 2 7 年度）まで「民間福祉団体等が行う地域福祉活動振興基金」として、民間福祉団体等が行う先駆的、開拓的な福祉事業・活動に対して助成を行ってまいりました。

今年度、内藤基金創設 3 0 年を迎えるにあたり、本会では、今日の地域社会や社会福祉をとりまく諸課題を鑑みると、「共に生きる社会」づくりや「社会的排除のない社会づくり」の推進とともに、社会福祉の対象の拡大に伴う社会福祉施設等の現場実践の質の向上が重要であると考えました。

そこで、助成事業の内容を大幅に見直し、「地域や学校における福祉教育(学習)事業」と「福祉の現場における実践的な調査研究事業」の2つの事業に対して助成することといたしました。

つきましては、新しい「内藤基金」の助成を積極的にご活用いただきますよう、ご案内申し上げます。

助成要綱および申請書につきましては、滋賀県社会福祉協議会のホームページの「助成金情報」(<http://www.shigashakyo.jp/jinzai/jyosei/28jyosei/jyosei.html>)に掲載しておりますので、ご覧ください。

記

1. 助成対象事業について

- (1) 地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業
- (2) 福祉の現場における実践的な調査・研究事業

2. 助成対象

滋賀県内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校（小・中・高等学校、大学、短大等）ならびにグループ。

3 助成の限度額と期間

100万円を上限とし1～3年以内の期間で助成します。

4 助成総額（平成28年度）

500万円以内

5 自己財源

特に求めません。（助成上限額以内で全額助成可。）

6 推薦について

4の（1）の事業（地域や学校における福祉教育（学習）に関する事業）については、申請者の所属する団体や学校長の推薦とともに、申請者の所在する市町社会福祉協議会の推薦を受けてください。

4の（2）の事業（福祉の現場における実践的な調査・研究事業）については、申請者の所属する団体（社会福祉施設等）の長または共同研究する大学等がある場合は然るべき立場にある方から推薦を受けてください。（市町社協からの推薦は不要です。）

7 申請書提出方法と締め切り

（1）提出方法

申請書を滋賀県社会福祉協議会のホームページの「助成金情報」からダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送で提出してください。（ファクシミリ、電子メールでの提出は不可。）

※滋賀県社会福祉協議会ホームページ「助成金情報」

<http://www.shigashakyo.jp/jinzai/jyosei/28jyosei/jyosei.html>

（2）提出期限

平成28年6月24日（金）必着

8 申請書提出先

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 法人経営担当

〒525-0072

草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内

【問い合わせ】

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 法人経営担当（丸橋・奥村）

TEL：077-567-3921 FAX：077-567-5160